

## 「雇用維持助成金」と「雇用調整助成金申請等手数料補助金」の 対象期間を7月31日まで延長します！

5月12日からの愛知県への緊急事態宣言発出により、国の雇用調整助成金特例措置等の地域に愛知県が適用される予定です。これに伴い、市独自の補助制度である「雇用維持助成金」と「雇用調整助成金申請等手数料補助金」の対象となる期間を延長します。

### ◆対象となる期間（緊急対応期間）◆

延長後	延長前
令和2年4月1日～令和3年7月31日	令和2年4月1日～令和3年4月30日

※ 5月～7月分の制度の詳細及び申請受付の開始時期については、国の緊急事態宣言に係る特例措置の関係省令の改正後を予定しています。  
詳細については、後日豊橋市ホームページに掲載いたします。

### 【参考】対象となる制度の概要

#### 1 豊橋市雇用維持助成金

- ・対象 「緊急対応期間」の休業等に係る雇用調整助成金の支給を受けた解雇等を行わない中小企業者（助成率 10/10、上限額 15,000 円を超えた場合）
- ・助成額 休業手当と国の雇用調整助成金（上限 15,000 円）の差額
- ・助成上限 1 事業者 100 万円

#### 2 豊橋市雇用調整助成金申請等手数料補助金

- ・対象 「緊急対応期間」の休業等に係る雇用調整助成金の申請に当たり、社会保険労務士に申請書類作成等を依頼した中小企業者
- ・補助額 申請書類作成等にかかる費用の 1 / 2
- ・補助上限 1 事業者 10 万円（1 回限り）

問合せ先 産業部商工業振興課 課長補佐 高木（電話 51-2427）